

議第23号

三枝小学校校舎長寿命化改修工事（建築）請負契約の変更について

三枝小学校校舎長寿命化改修工事（建築）請負契約について、次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議決を求める。

令和5年3月1日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|------------|--|
| 1 変更前の契約金額 | 614,900,000円 |
| 2 変更後の契約金額 | 623,236,900円 |
| 3 契約の相手方 | 堀口・丸仲特定建設工事共同企業体
代表構成員 高山市下切町2番地
株式会社堀口工務店
代表取締役 堀口 裕之
第2構成員 高山市松本町2223番地1
丸仲建設株式会社
代表取締役 住 裕治 |
| 4 変更の理由 | 外壁塗装工事において、ひび割れ等が発見されたため、補修工事を追加したこと等による。 |